



広報

川越

—No. 436—

8月 10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811代

■発行人 川越市長 加藤灌二

■編集 企画財政部企画課



伊佐沼のハスが暑中見舞
今年は仲間も増えました

伊佐沼のハスが咲きました。う
すいピンク色をした大輪の花が、
後楽会館側の岸辺近くに毎朝、ば
っかりと花開いています。

このハスの花は五年ほど前から
毎年、この時期になると姿を見せ
るもので、今年は去年に比べると
二倍近くの数に増えています。

戦前からずっとこの伊佐沼の
近くで生活してきた忍田今朝吉さ
ん(鴨田七二六、四十九歳)の話によ
ると、「戦前は伊佐沼全体がハ
スにおおわれていたが、戦中、戦
後の食糧難時代、乱獲されて一時
消滅してしまった。それが約十年
前、水面にハスの葉が浮いている
のに気付いた。おそらく、その頃、
沼のしゅんせつ工事(泥さらい)を
したとき、どろの中に眠っていた
種が芽をふいたのではないか」と
のことです。

ハスの種は、千年も前のもので
も芽を出します。もしかすると、
伊佐沼のハスも古代からずっと続
いているのかもしれません。早起
きをして、清々しいハスとゆく
り対話でもしてみませんか。
なお、市緑地対策係ではハスを
守るために、伊佐沼へのごみの
投げ捨て防止を呼びかけています。
空き缶は持ち帰りましょう。

納期のご案内

今月は、市県民税第2
期分の納期です。

8月末日までに納めま
しょう。

主な内容

伊佐沼のハスが暑中見舞、納期のご案内

..... 1 P

子供の交通事故が増加、マルチ商法にご用心、ごぞんじですか特

別児童扶養手当、福祉年金証書をお渡しします、福祉預貯金ほか..... 2 ~ 3 P

またアメシロの発生期に、県営住宅の入居者募集、農薬の空中散

布、被差別部落の歴史、私の文化財紹介③ほか..... 4 ~ 5 P

写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー..... 6 ~ 7 P

3歳児検診(大東・高階・名細地区) ツベルクリン注射、市民

体育祭“水泳の部”マイカー整備教室、国民年金の話③ほか..... 8 ~ 9 P

こんにちは奥サマ、明日に向かって、図書館だより、短歌

..... 10 P



障害の程度

級	症状
一級	1.両眼の視力の和が0.04以下の人 2.両耳の聴力損失が90デシベル以上の人 3.両上肢(腕)の機能障害が著しい人 4.両上肢のすべての指を欠く人 5.両下肢(足)の機能障害が著しい人 6.両下肢を足関節以上で欠く人 7.体幹の機能障害ですわっていることがないか、または立ち上がりができない人 8.身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状で、ひとりでは日常生活ができない人 9.精神障害のため、ひとりでは日常生活ができない人
二級	1.両眼の視力の和が0.08以下の人 2.両耳の聴力損失が80デシベル以上の人 3.平衡機能に著しい障害のある人 4.そしゃく(消化)の機能を欠く人 5.音声または言語機能に著しい障害のある人 6.両上肢のおもとひとさし指または中指を欠くか、著しい機能障害のある人 7.一上肢に著しい機能障害があるか 一上肢のすべての指を欠く人 8.一下肢に著しい機能障害があるか 一下肢のすべての指を欠く人 9.体幹の機能障害で歩くことができない人 10.身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状で、日常生活が著しく困難な人 11.精神障害のため、ひとりでは日常生活ができない人
三級	身体障害者手帳(みどりの手帳)Aの該当者は、診断書が申請の際必要

国保の保険証

期限切れにご注意

市の国民健康保険に加入している方には、新しい保険証が三月中に送られているはずですが、今まで診察を受けている人がいます。特に、市外の病院などに通院している方に多くみられます。

四月から使用していただいている新しい保険証は、記号番号も古い保険証と変わっていますので、これを持っていかないと、医者から医療費の請求があつてもすぐ

ござんじですか
特別児童扶養手当

心身障害のお子さんのために、特別児童扶養手当の制度があります。これは精神または身体に障害のある児童を、家庭で養育している方を対象に支給されています。

手当の受給要件に該当する方で、まだ手当をお受けになつていなければ、お早めに婦人児童課婦人児童係へ申請ください。

※くわしくは、内線二八二、内線二九七へお尋ねください。

（障害の程度）

ひとりでは全く日常生活ができないか、または著しく困難な状態にある児童。障害の程度によって一級と二級の段階が設けられています。それぞの症状は左表のとおりです。

（手当の額）

一級該当者月額二万二千五百円
二級該当者月額一万五千円
なお、養育者の所得が左表の限度額を上回る場合は、受給資格がなくなります。

十月から支払い期月が変更

月 日	時 間	場 所
8月 22日(月)	午前9時から 午後4時まで	市役所保険年金課
23日(火)		
9月 24日(木)	午前9時30分から 午後3時まで	六軒町公民館
25日(金)	〃	菅原町公民館
26日(土)	〃	新宿町公民館
10月 22日(月) ～31日(火)	午前9時から 午後4時まで	管轄の出張所

※士曜日は正午まで、日曜日は除く。

福祉年金証書をお渡しします

預入限度額も引き上げ



市内の交通事故による死傷者の合計は、昨年に比べてや、減っていますが、九歳以下の児童・幼児では、逆に昨年を上回る傾向をみせています。

夏休みも半ばになって子供たちの気がゆるみがちなこの時期は、特に事故の多発する恐れがあります。これを防止するには、運転者は子供の安全と保護義務を守り、親は子供に対して注意深い監護と交通安全のしつけを徹底していただかなければなりません。

市民の皆さん、次のことを守り、悲惨な事故を繰り返さないように、お互いに注意しましょう。

△児童は絶対に一人歩きをさせなさい。

△児童が一人歩きや危ない行動をしているのを見たら、「愛の一聲」をかけて、保護してやりましょう。

△子供と道路を歩くときは、子供を車の反対側にして、しっかりと手をつけないで歩きましょう。また道路を横断するときも、子供の手を離さないようにしましょう。

△子供と歩くときは、子供のペースに合わせ、道路を横断するとき

△児童は、良いにつけ悪いについては、子供といっしょに安全を確認し、子供にからだで覚えさせるよ

うにしましょう。

△子供は、良いにつけ悪いについては、子供だけの自転車乗り手本となるよう心がけましょう。

△子供を連れて道路上で立ち話しません。

△手を放しがちになるので注意しません。

△子供の自転車遊びの事故が増えていません。子供だけの自転車乗り度額を上回る場合は、受給資格が

はさせないようにしましょう。

△スピードの出し過ぎは事故のもとです。安全速度を守り、ゆとり下さい。

△スリーブをきちんと守って、子供の手ルールをきちんと守つて、子供の手本となるよう心がけましょう。

△大人のまねをしたがります。交通手本となるよう心がけましょう。

△手を放しがちになるので注意しません。

△子供を連れて道路上で立ち話しません。

△手を放しがちになるので注意しません。

△子供の自転車遊びの事故が増えていません。子供だけの自転車乗り度額を上回る場合は、受給資格が

はさせないようにしましょう。

△スピードの出し過ぎは事故のもとです。安全速度を守り、ゆとり下さい。

△スリーブをきちんと守つて、子供の手ルールをきちんと守つて、子供の手本となるよう心がけましょう。

△大人のまねをしたがります。交通手本となるよう心がけましょう。

△手を放しがちになるので注意しません。

△子供を連れて道路上で立ち話しません。

△手を放しがちになるので注意しません。

△子供の自転車遊びの事故が増えていません。子供だけの自転車乗り度額を上回る場合は、受給資格が

